

南海トラフ地震発生時の 応援職員派遣に係るアクション プラン策定のためのWG（第4回）

新潟県説明資料 ～災害対応業務の標準化・「チームにいがた」の取組～



〔 令和5年11月20日（月）
新潟県防災局防災企画課 〕

1 災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

2 「チームにいがた」相互応援協定

－県と市町村一体となった応援体制－

3 活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での「チームにいがた」活動状況－



(1) 背景 (被災の経験)



■ たび重なった大規模災害の経験

- 平成16年 新潟県中越地震、7.13新潟豪雨
- 平成19年 新潟県中越沖地震
- 平成23年 東日本大震災での支援活動、避難の受入れ



■ 災害時に被災自治体が直面する課題

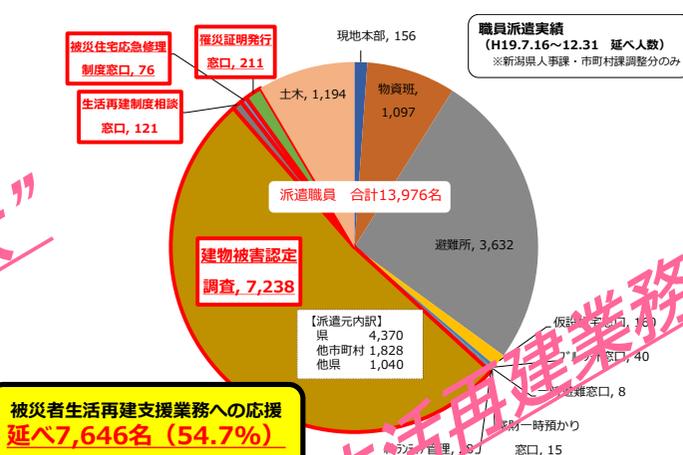
- ① 業務量が膨大となり、被災市町村のマンパワーの限界を超える
- ② 発災時に何を行えばよいか分からない
 - 業務の内容、作業手順、所要時間、必要人員等が見えない
 - 既存のマニュアルが抽象的、実態を踏まえておらず実効性に乏しい
- ③ 業務の全体像が見えないため手戻りが発生
- ④ 他の自治体からの応援職員を的確に活用できない



【中越沖地震における建物被害認定調査・外観目視における実施主体】



【中越沖地震における柏崎市への応援職員数】



被災地負担“大”

生活再建業務“大”

被災者生活再建支援業務への応援延べ7,646名 (54.7%)



災害時に被災自治体が直面する課題

- 業務量が膨大となり、被災市町村のマンパワーの限界を超える
- 発災時に何を行えばよいか分からない
- 業務の全体像が見えないため手戻りが発生
- 受援が必須となるが、応援職員を的確に活用できない

生活再建支援業務を「標準化」する

※標準化とは？

一定のメンバーの合意を得て規格(仕様書)を制定し、当該規格を普及する行為。
(経済産業省)

標準化に向けた3つの取組

■取組1：ノウハウの整理 —業務のガイドラインの整理—

⇒災害対応経験のある県・市町村職員による、ワーキングチームを設置し、過去の災害の振り返りと業務の手順を検討

■取組2：業務の体制づくり —システムツールの導入と応援体制の整備—

⇒県と市町村による協議会を立ちあげ、業務効率化のためのシステムツールの導入と応援体制の枠組み作りを検討

■取組3：経験値の蓄積

⇒県外の被災地へ積極的に支援に出向き、業務の経験値を蓄積

(3) -標準化①- ノウハウの整理 (ガイドライン作成)



資料1(新潟県)

- 県と市町村との合同ワーキングチームにより、ガイドラインを策定。
- 生活再建支援業務全体の標準化の観点から、被害認定調査や罹災証明書交付業務に係る**業務フロー等を整理**。
- 中越地震や中越沖地震等の対応の際に、県内自治体が苦慮した体験などの事例も併せて盛り込んでいる。

大規模災害時における被災者生活再建支援業務
の実施体制整備に関するガイドライン
(新潟県「被災者台帳の導入検討ワーキング」報告書)

平成 27 年 4 月
新潟県防災局

(被災者台帳の導入検討ワーキング)

図Ⅱ-2：災害に係る住家の被害認定調査の業務フロー
(※本フロー図は大規模な震災の場合を想定)



<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikika/ku/1356843468893.html>

(4) -標準化②- システムツールの導入

被災者生活再建支援システム (平成29年)

大規模災害時における被災者支援を適切かつ漏れなく行うとともに、**応援・受援双方の職員負担軽減等を図るために**県と24市町村で共同導入。

できること

- 生活再建支援業務の各ステップを一元的にマネジメント管理。
- タブレット端末等を用いた被害認定調査のデジタル化。
- 地図情報の結合による罹災証発行。

⇒ **業務の確実性・効率性が大きく向上。**



▶ タブレット端末末を利用した被害認定調査システム (調査結果のデータ整理を大きく省力化)



タブレット活用

▶ 罹災証明書の交付画面 (共通キーのない住基・家屋調査結果を地図データ上で結び付け・瞬時に交付)

新潟県 0527テスト

自治体/グループ: 中越市/研修グループ ユーザ: 研修ユーザ01

罹災証明書発行

新規受付 罹災受付番号 14 検索

居住者へのり災 所有者へのり災

調査票 住民 家屋 地図

調査票番号 101 検索 クリア

検索半径 50m

住所	世帯主氏名	物件住所	所有者/物件名	物件種別	調査票番号	被害判定	調査概要
ゆりが丘 1 1-3 2	滝波 雪之丞	ゆりが丘...	滝波 雪之丞	居宅	0000101	半壊	住家
ゆりが丘 1 1-3	大業 茂宙	ゆりが丘...	大業 茂宙	居宅	0000102	半壊	住家
ゆりが丘 1 1-3 1	八掛 景一	ゆりが丘...	八掛 景一	居宅	0000103	半壊	住家
ゆりが丘 1 1-4	四月朔日 実郁	ゆりが丘...	四月朔日 実郁	居宅	0000103	半壊	住家
ゆりが丘 1 2-3 0	三平 公真	ゆりが丘...	葉井 期之進	居宅	0000104	半壊	住家

地図の統一

(5) -標準化③- 経験値の蓄積とノウハウ継承

- 「チームにいがた」を含めて、**これまで11の被災地支援**を実施。
- 蓄積してきたノウハウと市町村との連携体制により、スピーディな被害認定調査・罹災証明書の交付により、迅速な被災者支援を実現。
- 年々、市町村の意識も高まり、より大きな規模で活動できている。



実施年	災害	応援先	業務	参加団体等
平成25年	台風18号	京都府 福知山市	家屋被害認定調査	3市6名、県2名
平成26年	豪雨被害	京都府 福知山市	家屋被害認定調査事務局支援等	8市13名、県2名
平成28年	熊本地震	熊本県 県内市町村	被災者生活再建支援全般	9市54名、県41名
平成30年	西日本豪雨	岡山県 倉敷市	家屋被害認定調査	15市町31名、県8名
//	北海道胆振東部地震	北海道 安平町	被災者生活再建支援全般	22市町81名、県19名
令和元年	山形県沖地震	新潟県 村上市	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	16市町村16名、県4名
//	台風19号 (令和元年東日本台風)	福島県 郡山市	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	27市町村81名、県15名
令和4年	福島県沖地震	福島県 新地町	家屋被害認定調査	24市町村111名、県28名
//	令和4年8月豪雨	新潟県 村上市・関川村	家屋被害認定調査、罹災証明書交付、避難所運営	24市町村276名、県15名、 県外(福島県)15名
令和5年	7月15日からの豪雨被害	秋田県 秋田市	家屋被害認定調査	4市12名、県6名



ブロック単位

<全国知事会（北海道・東北8道県協定）>

【カバーブロック】

北海道・東北ブロック ⇔ 関東ブロック

【ブロック内】

<カバー県>

新潟県 ⇔ 福島県

〔県内災害（受援）〕

第1位：福島県

第2位：山形県

第3位：宮城県

〔県外災害（応援）〕

第1位：福島県

第2位：山形県

第3位：秋田県

<群馬・埼玉・新潟3県>

「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」（H25.1月締結）

※連絡員派遣：震度6弱以上又は必要と認める場合

<新潟・山梨・長野・静岡4県>

「中央日本四県（新潟・山梨・長野・静岡）の災害時の相互応援等に関する協定」（H27.8月締結）

※連絡員派遣：必要と認める場合

近隣県

個別協定

<富山県>

「災害時の相互応援に関する協定」（H7.8月締結）

※連絡員派遣：必要と認める場合

<石川県>

「災害時等の相互応援に関する協定」（H8.1月締結→H26.3月再締結）

※連絡員派遣：必要と認める場合

<山形県>

「防災上の連携・協力に関する協定」（H18.2月締結）

※北海道・東北ブロック協定の平時の連携に関する協定

<兵庫県>

「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」（H17.10月締結）

※連絡員派遣：必要と認める場合

近隣県

1 災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

2 「チームにいがた」相互応援協定

－県と市町村一体となった応援体制－

3 活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での「チームにいがた」活動状況－



(1) 「チームにいがた」による相互応援協定

- **県と県内30市町村**で、大規模災害時における県内自治体間の相互応援体制を構築するとともに、県内外の被災自治体への人的応援に係る調整手続等を明確に定め、被災自治体への迅速な応援を実現することを目的に、H31年3月に**相互協定**を締結。

※県・市町村は協定締結以前から「チームにいがた」として被災地支援を実施。

協定のポイント

(趣旨)

- 県と市町村が「チームにいがた」として連携して被災市町村への人的支援を行う。
- 応急対策職員派遣制度(対口支援)に基づく県外応援にも適用

(応援対象業務)

- 県内支援 原則として、他の仕組み(DMAT、他協定等)が対象としない業務(避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明書発行等)のうち、被災市町村が必要とする業務
- 対口支援 国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務

(応援期間)

- 短期(発災日から1月程度)を原則とする

(県の役割)

- 先遣隊等の派遣、情報収集、応援調整等

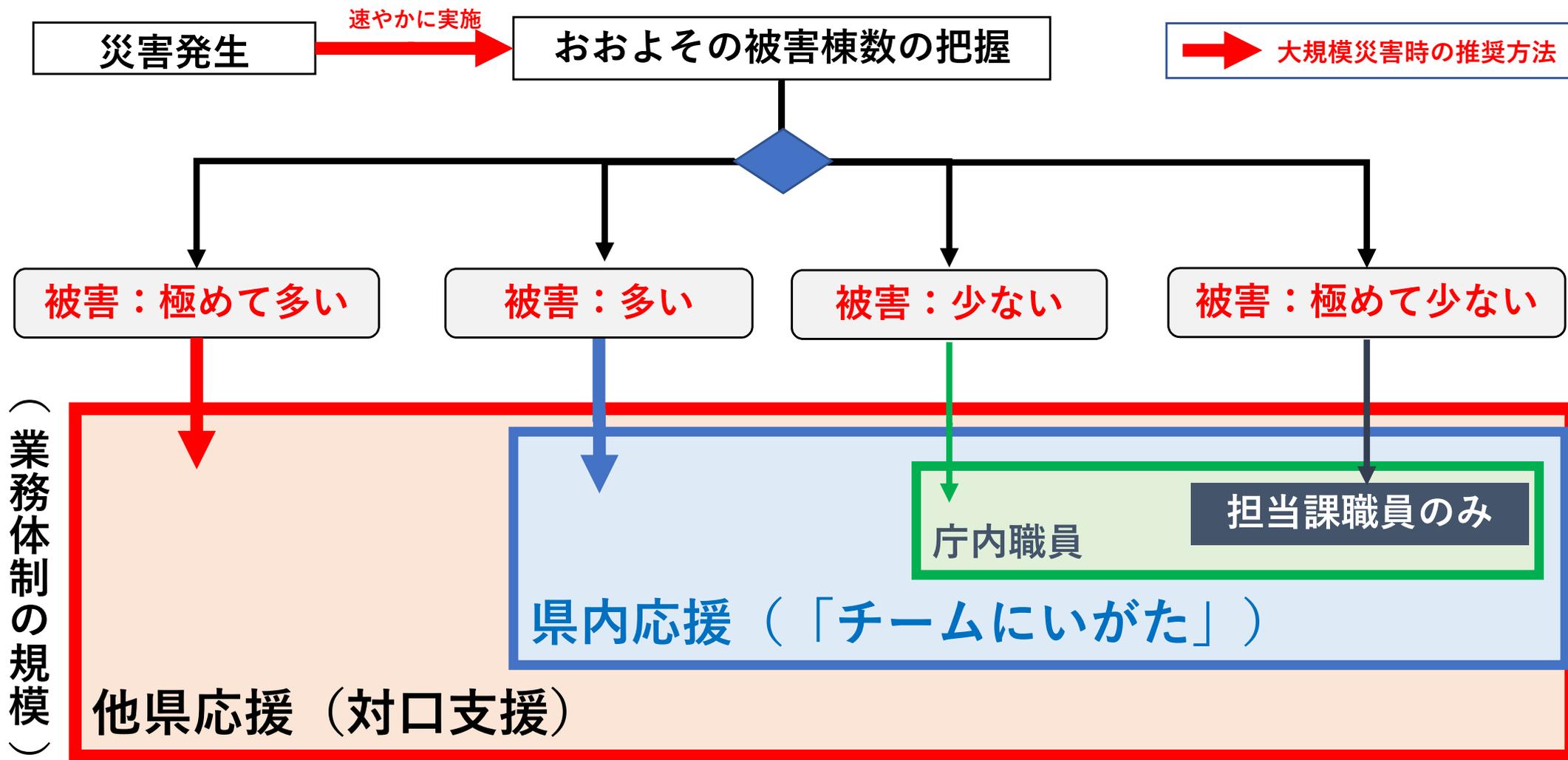
(市町村の役割)

- 応援要請等があった場合は、応援への参加を検討する

(経費負担)

- 県内応援：応援側負担(救助法に基づき求償できる費用を除く。)
- 県外応援：国要綱又は個別協定等の規定による





■被害の「多少」の見極めの視点

※市街地における河川氾濫の場合

- 大規模災害の場合、発災から1か月以内に調査を終えるよう計画する。
- 調査班は、1班当たり3人を原則。1班当たりの1日の調査可能件数は30棟※を目安。

例：被害棟数1万件の場合 必要班数（=10000件÷30日÷30件）×3人

= **33.3人/日** ⇒ **「自分たち（担当課や庁内）だけで絶対に対応できるか？」**

◎担当課は調査員に加えマネジメント要員も別途必要。

(2) 「チームにいがた」災害対応業務研修

- 市町村の**業務リテラシーの向上**と円滑な応援・受援の観点から業務に関する**知見を互いに共有・共通認識化**することを目的に、「チームにいがた」災害対応業務研修を企画。
- オンライン研修にすることでより多くの職員が参加しやすくなった他、システム操作訓練は、市町村に配備した実機を使用することで災害対応の環境整備にも寄与。

①基礎編 (業務の全体像と罹災証明書の基礎)

- 生活再建支援業務の全体像を理解するとともに、業務の核となる罹災証明書交付訓練を実施。
- 市町村は、受講元で、システム端末で訓練を実施することで、研修用に用意するデモ端末の数に制約されることなく、受講者全員がシステム操作を経験できる環境を実現した。



②被害認定調査編

- 地震・水害の一次調査に関する講義・調査演習。
- 演習は、住家模型を画面上に中継し、受講者は画面越しに被害認定調査に挑戦。
- 模型は数パターンの被害を演習できる組み立て型キットを富山大学の協力により制作し、受講市町村へ配付。



③罹災証明書編

- 罹災証明書交付業務の実務手順を学ぶ演習。
- 生活再建支援システムを使い、罹災証明書交付業務の応用事例を学習。
- 実際の交付窓口における被災者とのやりとりをケーススタディ(GW)により学び、実務直結のノウハウを習得、共有。

事例：主たる居宅の特定	接遇演習ケース④
▶担当者：敷地に複数の建物がありますが、母屋にお住まいという理解が良いか	
▶申請者：親は母屋、子どもは倉庫の2階で生活をしている	
検討	
▶案1：主たる居宅は1つの建物に特定する必要がある	
▶案2：両方を主たる居宅とする必要がある	
解説：主たる居宅は世帯に1つ	
▶ポイント：主たる居宅の被害が生活再建支援の対象となる。よって居住実態に応じて、1箇所に決める必要がある。	
▶考え方：風呂・トイレ、食事をとっている場所、玄関のある場所、等を話しながら特定する。	
▶重要！：判定結果「母屋<倉庫」→倉庫を主たる居宅としたいという要望が出る場合があるが、あくまでも居住実態で判断する	

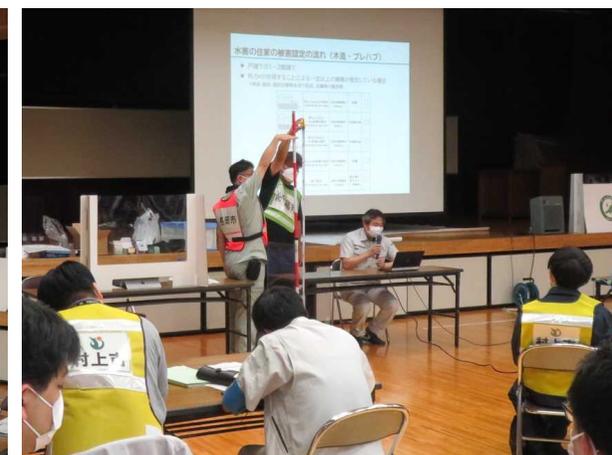
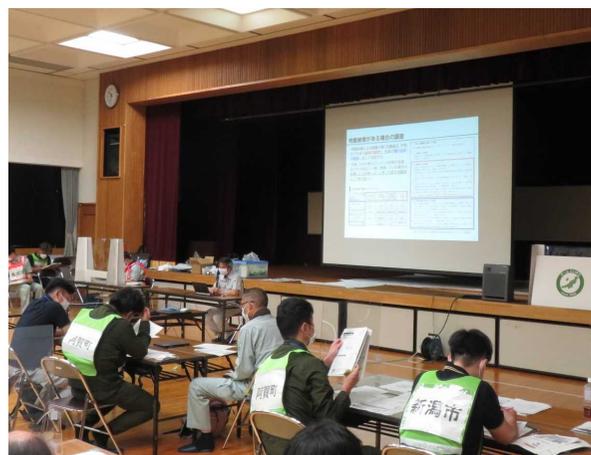
(3) 被災地における業務研修 (事例：R4.8月豪雨)



資料1 (新潟県)

- 応援活動初日は集合式として、「チームにいがた」の結束を固めつつ、現地研修として研究者を講師に調査の趣旨、手順、浸水深の計測方法等を説明。
- **現地研修は、調査員間の調査レベルの統一を図り、災害における被害の状況等を共有するもの。**そのため、調査員交代の都度実施し、全調査員の受講を必須としている。

※計3回実施



R4.8/10 現地研修会プログラム構成

- 関川村長、村上市長あいさつ
- **水害の被害認定調査の方法**
- **実際の現場状況を踏まえた調査手順**
- 班の役割分担の決定
- 担当調査地区の**現地確認**
- 班単位で**調査計画の検討** (作戦会議)

1 チームにいがた協定（経緯・内容）

－ 県と市町村一体となった応援体制－

2 災害対応業務の標準化

－ 積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

3 活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－ 昨年度の現地での活動報告－



(1) 令和4年8月3日からの大雨災害に係る被害状況

1 気象の状況 (8日 13時00分現在)

○顕著な大雨に関する新潟県気象情報 (線状降水帯発生)

8月3日～4日 3回発表

○特別警報 (大雨 (警戒レベル5相当情報))

- ① 村上市 8月4日 1時56分発表 ⇒ 9時30分警報に切り替え
- ② 関川村 " 1時56分発表 ⇒ 11時30分警報に切り替え
- ③ 胎内市 " 4時05分発表 ⇒ 11時30分警報に切り替え

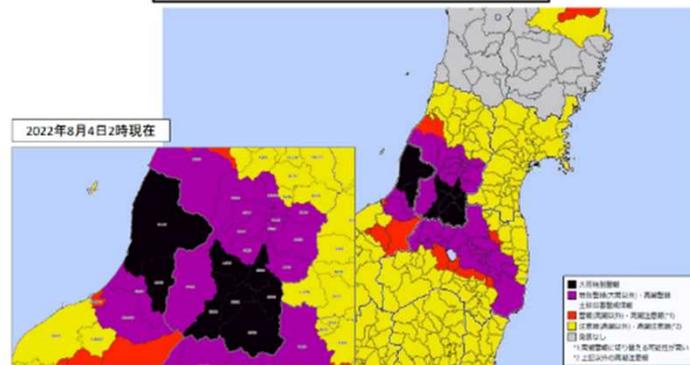
○新潟県記録的短時間大雨情報

8月3日～4日 16回発表

○土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報)

8月3日～4日 10回発表

特別警報・警報の発表状況



図出典：気象庁



2 人的・建物被害の状況

	人的被害 (人)						住宅被害 (棟)					非住宅被害 (半壊以上) (棟)		
	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	軽度不明	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
県全体	1	0	0	1	0	0	2,380	8	21	2	856	1,493	1	0
市町村別														
新潟市	0						142				41	101		
新発田市	0						46				2	44		
村上市	1			1			1,614	6	11	2	636	959		
胎内市	0						118				15	103		
阿賀町	0						1					1	1	
関川村	0						459	2	10		162	285		

○人的被害の状況

村上市 80代 男性 土砂災害による右足骨折 (重傷)



(2) 新潟県(防災局)における課題と対応方針

これまで

- 業務マネジメントは、**県防災局**が学識者の協力の下で**一手に担当**していた。
- 県外への災害支援が中心であったため、「チームにいがた」の能力(ノウハウ・マンパワー)の全部を対口支援先である**一つの被災地に投入**することができた。



今回

- **県内複数市町村が同時被災**したため、**支援の分散化**が必要であった。
- 特に、県防災局職員の人数は限られていたため、**現地におけるマネジメント業務**をどのように行うかが課題であった。
(県は、県庁災対本部における業務への対応も必要)

- ✓ マネジメントチームに**経験豊富な市町村職員**が参画し、業務の企画立案を担当
- ✓ **被災市町村間において「調整会議」**を設け、ノウハウの共有を図りつつ、進捗状況を確認し、足並みを揃えて進めていく



(3) 活動実績 (発災からのタイムライン)

発災からのタイムライン

- 8月4日 ・村上市・関川村に大雨特別警報発表
- 8月4日 ・県リエゾンを両市・村に派遣
 ・**県・村上市・関川村で情報共有会議**
 (⇒両市・村から応援要請の意向確認)
 ・**対口支援を見据え、福島県へリエゾン派遣を依頼**
- 8月6日 ・県・市町村のマネジメントチームが現着。**業務計画の立案を開始**
- 8月8日 ・**対口支援を要請 (確保調整会議)**
- 8月8日 ・「チームにいがた」参加職員へ調査方針を説明 (Web。以後、クールの度に実施)
- 8月10日 ・**被害認定調査支援を開始**
 (合計3クールを編成し派遣)
- 8月17日 ・避難所運営支援を開始
- 8月20日 ・**罹災証明書交付支援を開始**
 (合計4クールを編成し派遣)
- 8月22日 ・**被災者生活再建支援法を適用**
- 8月23日 ・被害認定調査支援活動を終了
- 8月31日 ・**関川村における全支援活動が終了**
- 9月4日 ・**村上市における全支援活動が終了**

被害認定調査支援 (県・24市町村)

○派遣期間：8 / 10～8 / 23

	村上市	関川村
派遣人数	121人	27人
調査住家棟数 (うち、準半壊以上)	2,320棟 (628棟)	969棟 (174棟)

- 計22集落において全棟調査を実施 (市：16、村：6)
- 県被災者生活再建支援システム (モバイルシステム) を活用し効率的に調査を推進。
- 調査棟数には、罹災証明書の申請が見込まれない非住家や無被害等の建物を含んでいる。

罹災証明書交付支援 (24市町村)

○派遣期間：8 / 23～9 / 4 (※関川村：～8/31)

	村上市	関川村
派遣人数	51人	30人
居住者向交付件数 (参考：準半壊以上棟数)	1,231件 (628棟)	292件 (174棟)

- 県被災者生活再建支援システムを用いて、居住実態を的確に捉えた罹災証明書を交付
- 準半壊以上の世帯には概ね交付が完了。

※ 上記数値は、「チームにいがた」活動終了時点の実績値であり、被災市・村における調査件数や罹災証明書交付件数の最終実績値とは異なる。
 ※ 人数は、マネジメント要員を除く。

(4) 業務計画の立案

- 被災市町村の要望を踏まえながら、現地で被害認定調査の方針を立案する。発災から1か月で罹災証明書の交付を開始することを目標に、必要な人員・体制の検討を進めた。

1 調査の進め方

- 被害が多数出ている集落（別紙参照）は、網羅的・効率的に調査を進めるため、地域内の全棟を調査対象とする。
- 上記以外の集落は、申請のあった建物について調査を行う。

2 基本的な調査方法

- 内閣府発行の調査指針に基づき、外観の損傷及び浸水深による判定を基本とする。（川の越流等の外力により家屋に一定以上の損傷が発生している場合の調査方法）
- 固定資産の減免等の支援策の今後の実施を見据え、非住家も調査対象とする。

3 調査計画

	村上市	関川村
対象棟数 (概算)	住家 約2500棟 非住家 約2200棟	住家 約900棟 非住家 約1000棟
調査期間	① 8月10日(水)～15日(月) ② 8月15日(月)～20日(土) ③ 8月20日(土)～25日(木)	① 8月10日(水)～15日(月) ② 8月15日(月)～20日(土) ③ 8月20日(土)～25日(木)
班体制 ※1班当たり1日:20~30件を想定	① 14班・42人 ② 19班・57人 ③ 14班・42人程度	① 4班・12人 ② 4班・12人

被害認定調査方針（県とりまとめ）

市町村	地区	集落名	建物棟数		
			総数	住宅	非住宅
村上市	荒川	下郷治屋	633	351	282
		坂町駅前	1,734	980	754
		前坪団地			
		坂町			
		坂町住宅			
		十文字	462	252	210
		藤沢			
		山口			
		春木山	179	55	124
		花立	75	29	46
	貝附	115	62	53	
	計	3,584	1,947	1,637	
	神林	小岩内	92	41	51
		川部	151	49	102
		葛籠山	256	134	122
		平林	452	235	217
		湯ノ沢			
計		951	459	492	
市計		4,535	2,406	2,129	
関川村	下関	692	353	339	
	上関	313	145	168	
	大島	288	123	165	
	高瀬	93	47	46	
	湯沢	185	73	112	
	高田	245	84	161	
村計		1,816	825	991	
合計		6,351	3,231	3,120	

4 罹災証明書交付開始時期

8月下旬を目標

(調査員体制)

- ・「チームにいがた」応援職員（県内市町村・県職員）
- ・福島県からの応援※：15人程度（村上市：第2クール）
- ※：総務省「応急対策職員派遣制度」の利用

5 その他の体制

- 業務の運営サポート 県防災局、県内市町村からの応援
- アドバイザー 新潟大学、富山大学、MS&ADインターリスク総研



(5) 業務マネジメント体制の構築

- **マネジメントチーム**は、被災市町村の担当課と共に、効率かつ正確に調査を行い、迅速な罹災証明書交付へつなげるため、**業務の戦略立案や調査業務の運営（ロジ面）**を担当。
- 先進的・専門的な助言のための**研究者**がアドバイザーとして、生活再建支援システムの環境整備・サポートに**事業者**がシステムチームとして参加。
- 今回は、**複数市町村同時被災に伴い県内で足並みを揃えた対応**とするため、県を中心に被災市町村と**調整会議**を毎日開催し、互いの進捗共有や課題等の検討を行った。

■ マネジメントチーム



※県：災害対策本部（広域応援・受援調整G、生活再建支援班）
 ※市町村：上記市町村がローテーションで参加。掲載は参加した順番

■ 研究者（アドバイザー）



■ システムチーム



被災市町村（税務課等）

- 業務方針の意思決定
- 住民への事前周知・広報（告知端末等）・調整
- 庁内における応援職員の調整
- 「チームにいがた」の受入調整
- 現地本部等の環境整備

相互連携

新潟県・市町村

- 業務の企画立案の助言
- 応援職員派遣調整
- 業務の進行管理
- 研修資料やQA集の作成

研究者・システムチーム

- 業務の企画立案の助言
- 調査技術の提供
- 情報資源、システム機器の提供・サポート

(6) 現地体制図

※被害認定調査の一時点 (イメージ)



県庁災害対策本部

統括調整部

- 応援に係る全体方針の設定

広域応援・受援調整G

- 派遣調整
- ロジ (宿泊) 調整
- 現地リエゾン (調査ロジ併任)

生活再建支援班

- 業務進捗状況の把握、内閣府との連絡調整
- 被災者生活再建支援法の適用
- 県単支援制度の企画

現地統括 (県管理職 + 担当)

- 現地業務の統括
- 県災対本部との調整
- 市村間の業務方針の調整

(人的支援が不要だった他の被災市町村)

新潟市

新発田市

胎内市

調整会議

- 進捗状況の共有
- スケジュールの合意
- 疑義案件の共有と協議

村上市

村上市税務課

調整担当 (県)

班長 (長岡市)

副班長 (新潟市)

アドバイザー (学識者)

調査ロジ担当 (上越市他)

システムチーム (事業者)

対口支援リエゾン (福島県)

- 対口支援派遣職員の管理

調査班リーダー (A市)

班員 (測定) (B市)

班員 (TB) (新潟県職員)

調査班リーダー (C市)

班員 (測定) (D市)

班員 (TB) (新潟県職員)

調査班リーダー (E市)

班員 (測定) (F市)

班員 (TB) (福島県職員)

関川村

関川村住民税務課

調整担当 (県)

班長 (新潟市)

副班長 (長岡市)

アドバイザー (学識者)

調査ロジ担当 (上越市他)

システムチーム (事業者)

調査班リーダー (G市)

班員 (測定) (H町)

班員 (TB) (新潟県職員)

調査班リーダー (I町)

班員 (測定) (J町)

班員 (TB) (新潟県職員)

調査班リーダー (K村)

班員 (測定) (L村)

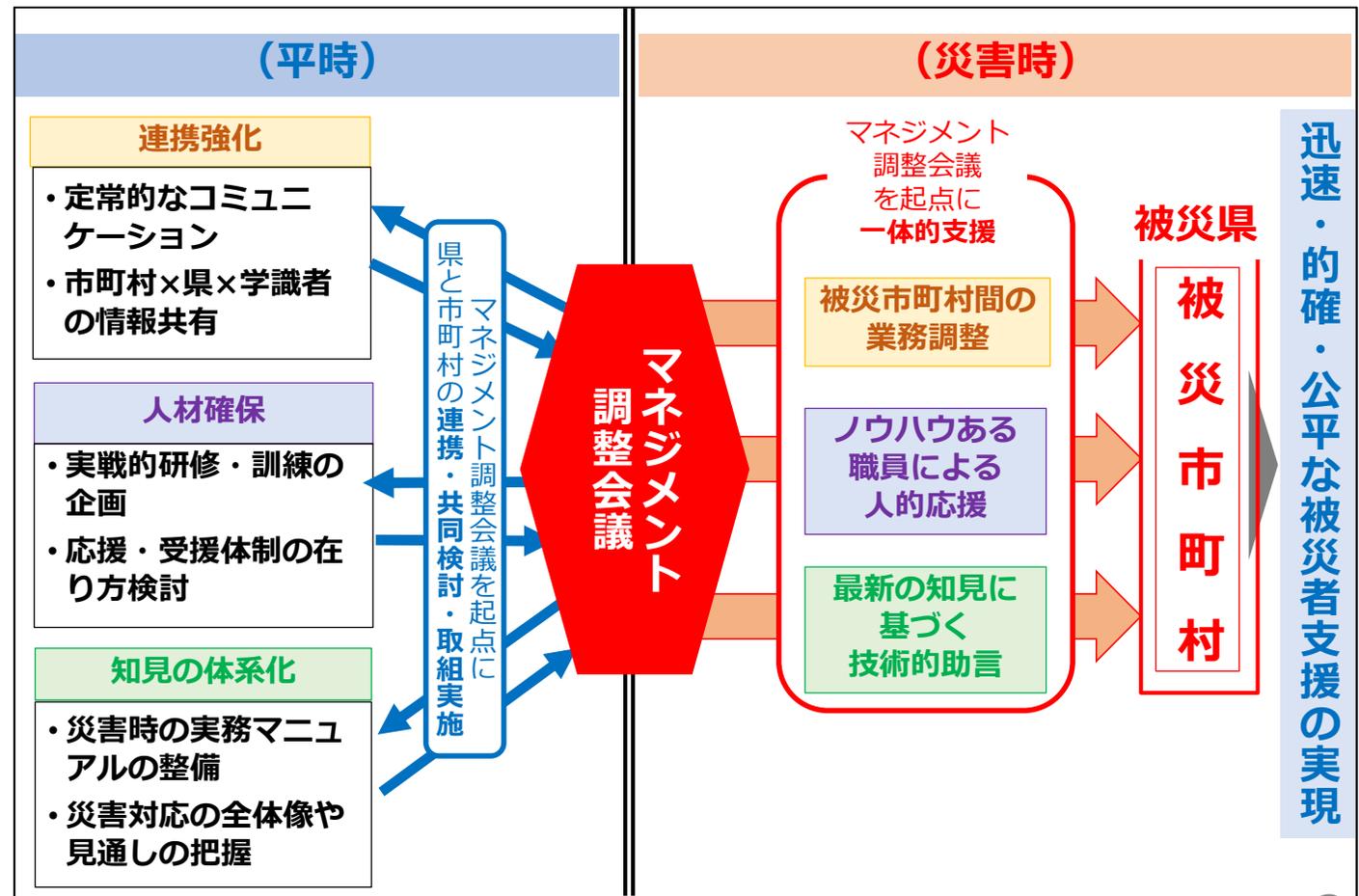
班員 (TB) (新潟県職員)

マネジメントチーム

- 災害時に市町村の対応がまちまちとなり、罹災証明書の交付時期や判定結果にばらつきが生じることで被災者の不利益を招くことが懸念。
- 災害時に被災市町村の対応を調整する場として県・市町村の業務担当課長等を構成員とするマネジメント調整会議を設置。(R3.7)

「チームにいがた」 マネジメント調整会議の概要

- ・ 災害時に、被災市町村間の情報共有・業務調整を行い、市町村の業務の円滑化を図る。
- ・ 被災市町村のニーズを把握・共有し、「チームにいがた」相互応援の効果の最大化を図る。
- ・ 平時から、人材確保などの課題に市町村と県が共同で取り組むための協議を行い、市町村のマネジメント能力の向上を図る。



1 チームにいがた協定（経緯・内容）

－ 県と市町村一体となった応援体制－

2 災害対応業務の標準化

－ 積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

3 活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－ 昨年度の現地での活動報告－

以下、参考資料

－ 業務オペレーション等－



参考① 被害認定調査オペレーション

08:30-09:00 ミーティング

- (前日までの活動を踏まえた) 調査の留意事項等を全体で共有する。
- 班ごとに本日の調査計画 (どのエリアを調査するか等) を決める。

09:00-16:00 調査実施

(調査班)

- 班単位で、担当エリアの調査を進める。
- 調査上の疑問点やトラブル等が生じた場合は、事務局へ電話等で問い合わせる。

(マネジメントチーム)

- 調査班へ適宜電話等によりサポートする。調査班の疑問点はFAQとして取りまとめ共有する。
- 各班の進捗状況を確認し、全体の進捗状況を整理し、調査スケジュール等の軌道修正等を行う。
- 次クールの人員調整等、今後の調査に必要な作業を進める。

16:00-16:30 調査班帰庁、調査結果の確認

- 調査票の入力漏れ、エラーチェック

16:30-17:15 ミーティング

- 調査上の疑義等について全体で共有
- 班長同士による各エリアの進捗状況の共有と担当エリアの調整
- クール最終日は、次クールとの引継ぎ



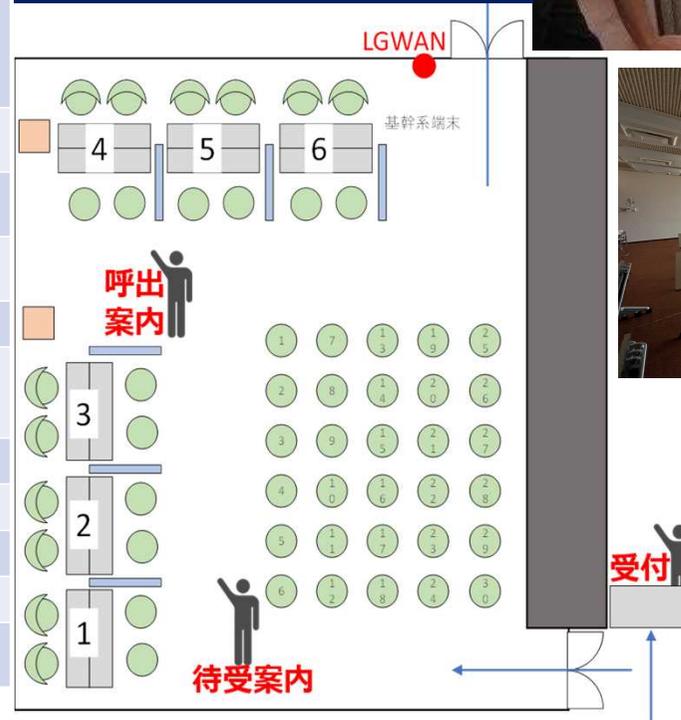
- 罹災証明書の交付方法を検討するに当たっても、両市・村間で**交付開始時期や券面の記載事項など歩調を合わせた交付方針**を定めた。
- 交付業務も「チームにいがた」として他市町村からの応援職員が担うこととなり、県及び研究者においてシステム操作を含む事前の研修を実施した。
- 生活再建支援システムの動作環境として**LGWAN回線**が必須なことを考慮し、発行会場には、支所や村民会館を選定した。（平時から交付会場の候補となる場を検討・調整することが重要）



罹災証明書交付方針（県とりまとめ）

	村上市	関川村
支援期間・体制 ※初日は事前研修	① 8月22日（月）～25日（木） ② 8月25日（木）～28日（日） ③ 8月28日（日）～31日（水） ④ 9月3日（土）・4日（木）	① 8月22日（月）～25日（木） ② 8月25日（木）～28日（日） ③ 8月28日（日）～31日（水）
発行開始日	8月23日（火） ※一部地域から順次拡大	8月23日（火） ※集落ごとに受付日を指定
受付時間	09:00～17:00	09:00～16:00 (27日:～17:00) (28日:～15:00)
発行会場	荒川支所、朝日支所※、山北支所※ ※:市職員で対応	村民会館
発行形式	対面形式（居住実態、主たる居宅の確認を行いながら発行する）	
発行対象	住家（持家・借家） 非住家（貸家・附属屋） ※事業所・自動車・動産は「被災証明」で対応する。	
発行枚数	原則1枚（被災者各自によるコピーを認める）	
発行ツール	新潟県被災者生活再建支援システム	
券面の基本的記載事項	罹災原因	令和4年8月3日からの大雨による
	世帯構成員	記載する（居住実態に応じて記載）
	追加記載事項	床上浸水／床下浸水 ※浸水高は記載しない

村上市交付会場レイアウト



- 交付初日に申請者が殺到しないよう、**地域別に交付開始日**を設けることとした。
- 交付は**被災者と対面方式**とし、被災者と被害状況や主たる居宅の位置などを確認しながら交付した。
- 特に、**判定結果の考え方を丁寧に説明**することで、判定に対し被災者に納得いただけるよう留意した。



村上市の広報文

被災されたみなさま

罹災証明書の交付と各種支援制度の申請受付等について

令和4年8月3日からの大雨による災害で住居に被害を受けたみなさまを対象に、以下の日程で罹災証明書の交付を行います。また、罹災証明書の交付後各種支援制度の説明・申請受付を行いますので、ご案内します。

1 罹災証明書の交付について

- ・会 場：村上市荒川支所 2階会議室（村上市山口444番地）
- ・受付時間：午前9時00分～午後5時00分

開 送 日	対象町内・集落
8月23日(火)	下蘇台屋、小岩内、川部
8月24日(水)	下蘇台屋、坂町駅前、前坪団地、小岩内、川部、葛籠山
8月25日(木)	坂町駅前、前坪団地、坂町、藤沢、葛籠山、湯ノ沢
8月26日(金)	坂町、藤沢、湯ノ沢
8月27日(土)～8月31日(水)、9月3日(土)、9月4日(日)	荒川地帯、津村地域の全域

※上記の集中交付期間後の交付については、9月1日市報配布と合わせてお知らせします。

- 持参していただくもの**
- ・**罹災済証**（うす黄色）
 - ・建物被害認定調査が終わった後に交付している調査済証をご持参ください。
※対象家畜でも、建物の種類によっては調査が完了していない場合があります。
 - ・**本人確認書類**（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のいずれか）
 - ・**委任状**（代理人の場合）
本人または同居の家族以外の方がお越しになる場合は委任状が必要となります。
様式は、村上市のホームページからダウンロードまたは支所窓口にありますので、事前にご用意ください。

大変混み合うことが予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ先：村上市役所税務課資産税係
代表0254-53-2111（内線 2161、2162、2163）

2 各種支援制度の説明・申請受付について

➡ 罹災証明書の交付後にご案内します

- 会 場：村上市荒川支所 2階研修室ほか（村上市山口444番地）
- 期 間：令和4年8月23日(火)～8月31日(水)、9月3日(土)、4日(日)
※上記の期間後については、9月1日市報配布と合わせてお知らせします。
- 受付時間：午前9時00分～午後5時30分

持参していただくもの（被災状況により使用しないものもあります）

- ・振込先の通帳
- ・印鑑（認め印可、シャチハタ不可）
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・交付された罹災証明書

お問い合わせ先：村上市役所災害対策本部
代表0254-53-2111（内線4917）

3 その他の窓口について

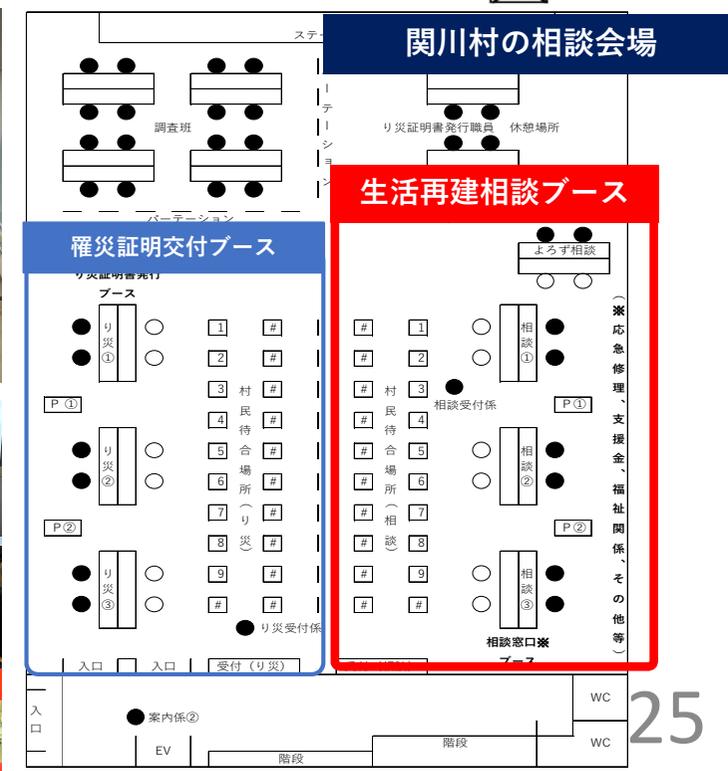
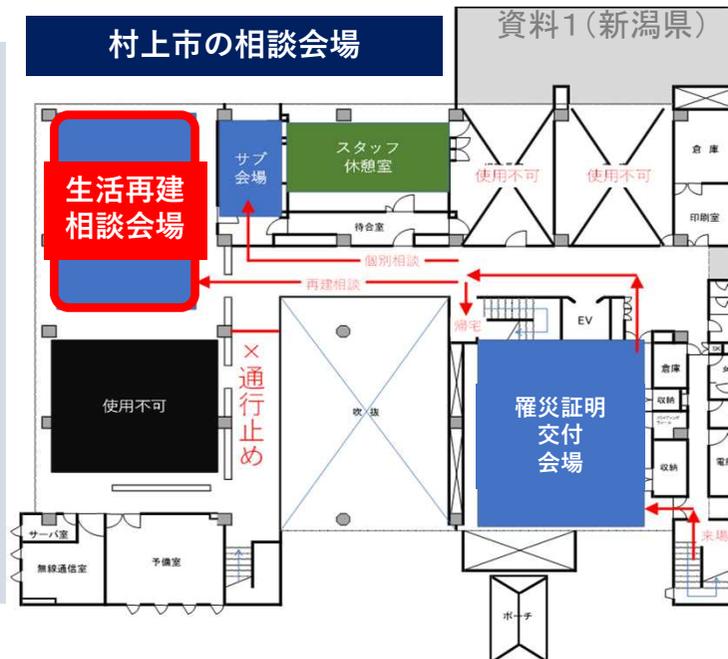
- 住宅相談（新潟県建築士会、新潟県建築組合連合会）**
会 場：村上市荒川支所 2階（村上市山口444番地）
期 間：令和4年8月23日(火)～8月31日(水)、9月3日(土)、4日(日)
受付時間：午前9時00分～午後5時30分
- 賃貸型応急仮設住宅の受け付け**
会 場：村上市荒川支所 1階ホール（村上市山口444番地）
期 間：令和4年8月23日(火)～8月31日(水)、9月3日(土)、4日(日)
受付時間：午前9時00分～午後5時30分
対 象：応急修理期間中など賃貸型応急仮設住宅（アパート等）の入居を希望される方（罹災証明書発行前でも受け付けます）
問 合わせ：村上市役所都市計画課建築住宅係
代表 0254-53-2111（内線5310）
- 健康相談（保健師、看護師）**
会 場：村上市荒川支所 1階ホール（村上市山口444番地）
期 間：令和4年8月23日(火)～8月31日(水)
受付時間：午前9時00分～午後4時00分



参考④ 被災者への相談窓口設置と被災者台帳の作成



- 「チームにいがた」では、「支援を受けるべき被災者を一人も取り残さない」ことを業務の目標に掲げている。
- 罹災証明書交付会場に、被災者のための総合相談や支援手続きを行う会場を併設し、確実に支援に結び付く体制を構築した。
- 各種支援の実施には、関係課による被災者台帳の作成・共有が不可欠となるため、防災担当課が対象課を調整し、システム操作研修を実施した。



資料 1

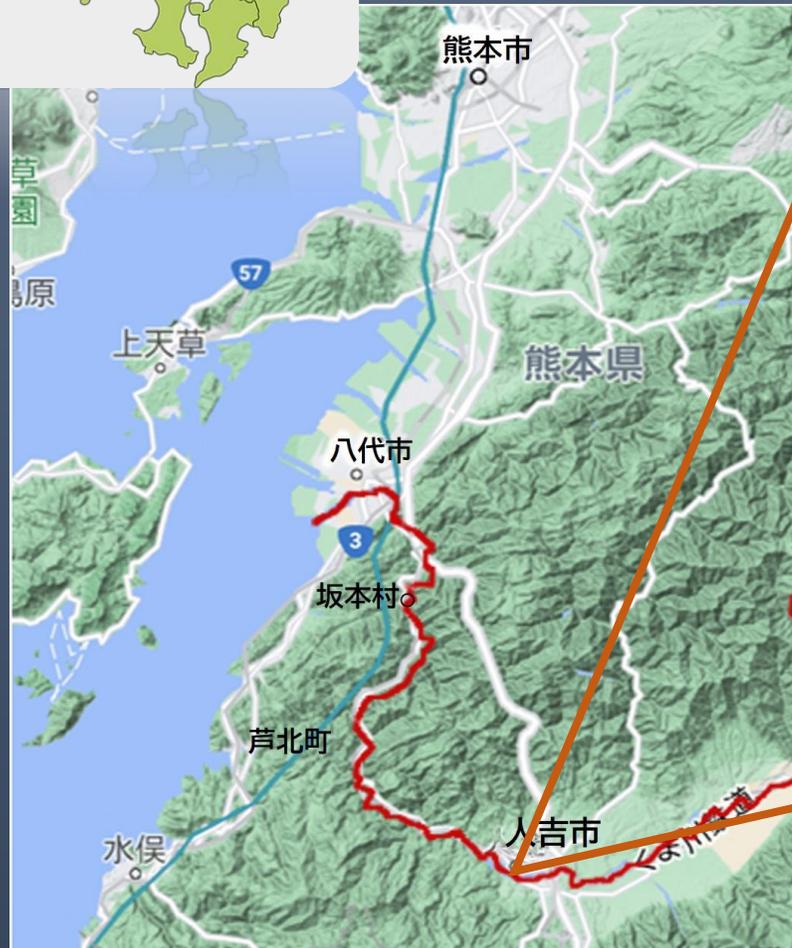
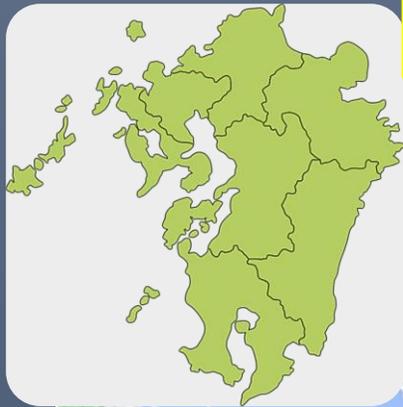
令和2年 7月豪雨の 支援報告

熊本市

熊本県内の被害状況

(データ引用元：熊本県災害対策本部会議資料)

- 熊本県球磨郡湯前町では24時間雨量489.5ミリを記録。
- 熊本県を流れる球磨川水系は、八代市、芦北町、球磨村、人吉市、相良村の計13箇所氾濫・決壊し、約1,060ヘクタールが浸水。



人的被害

死者 65人
行方不明者 2人

物的被害

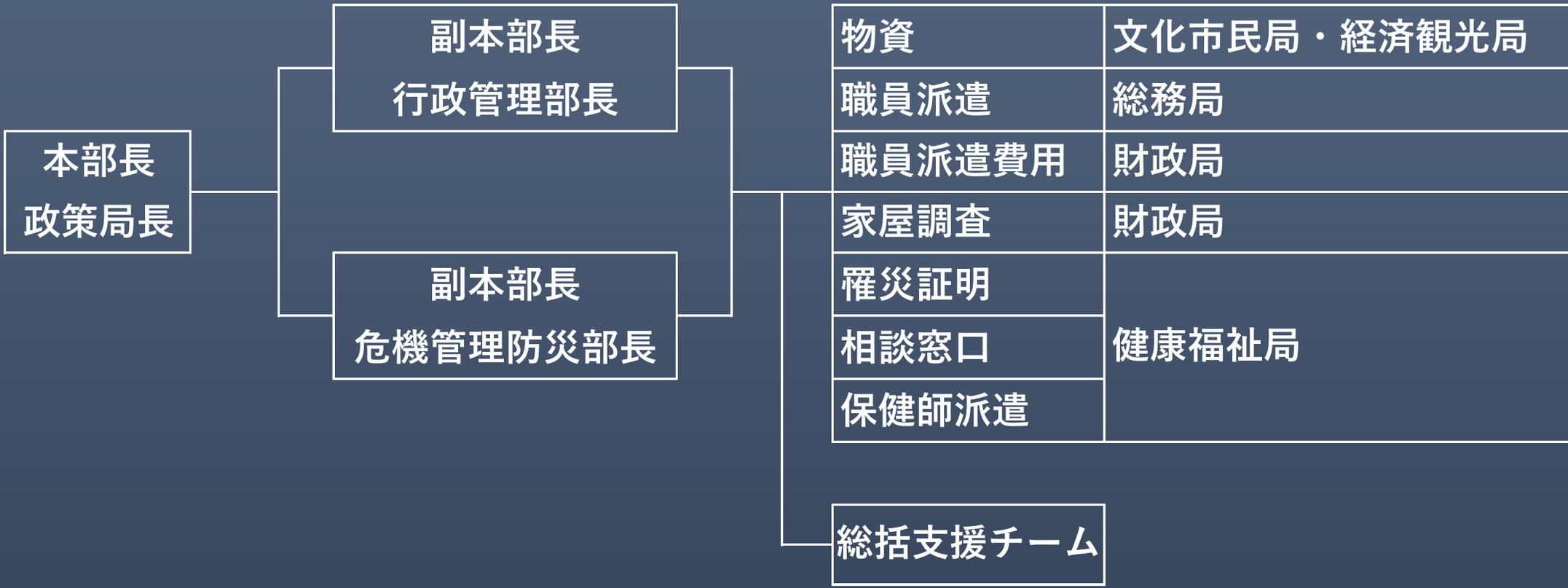
全壊 1,470棟
半壊 3,023棟
床上浸水 1,519棟
床下浸水 1,144棟

令和2年7月豪雨に伴う県南各地への応援派遣に至る経緯

- 7月4日未明 県内初の大雨特別警報が発表
- 同日 総括支援チーム派遣団体に決定、人吉市長のサポート役として総括支援チーム第1陣(3人)を派遣。
- 同日 消防隊による人名救助活動や上下水道局による応急給水活動を開始
- 7月6日 熊本市災害時受援計画に基づく「熊本市応援本部」を設置、第1回熊本市応援本部会議を開催
- 7月8日 熊本市が被災市区町村応援職員確保システムにおける人吉市の対口支援団体に決定。
業務内容：罹災証明関係、住家被害認定調査業務関係、物資関係
相談窓口関係、避難所運営関係、給水補給基地関係
- 7月9日 第2回熊本市応援本部会議を開催。
- 7月10日 第3回熊本市応援本部会議を開催。

熊本市応援本部

【応援本部組織図】



7月8日時点における被災自治体からの派遣要請概要(人吉市)

●避難所運営関係	60人	(9:00~18:30)
●物資関係	15人	(8:30~17:15)
●住家被害認定調査業務関係	20人	(8:30~17:15)
●罹災証明関係	10人	(8:30~17:15)
●災害廃棄物関係	20人	(8:30~17:15)
●保健指導関係(保健師派遣)	20人	(8:30~17:15)
●給水補給基地関係	2人	(8:00~18:00)



熊本市の支援状況



熊本市からの支援

人吉市への人的支援 避難所運営や家屋被害調査等に職員のをべ5,091人を派遣
(7/4~9/1)

人吉市への物的支援 食糧や水、毛布、簡易トイレ等を支援。
その他、ボランティアバスを派遣。(7/22~9/26の27日間)

芦北町、八代市への人的支援 195人を派遣。(7/14~8/14)

下呂市への人的支援 12人派遣。(7/10~7/14)

その他 中長期派遣 八代市、芦北町、人吉市へ8名派遣(実人数)
(10/1~3/31)

総社市・西予市・和泉市から熊本市への後方支援(人吉市の避難所支援)
のをべ183人派遣。(8/2~9/1)

支援業務		7月	8月	9月～
人吉市	総括支援	7/4~9/1 のべ178人		
	避難所運営	7/14~9/1 のべ1,185人		
	家屋被害調査	7/13~8/24 のべ733人		
	物資関係	7/13~7/31 のべ80人		
	罹災証明受付・交付	7/13~8/24 のべ330人		
	相談窓口	7/16~8/28 のべ272人		
	応急給水	7/12~7/27 のべ84人		
	保健師等 (DHEAT含む)	7/4~8/10 のべ321人		
	廃棄物処理	7/15~8/8 のべ432人		
	土砂撤去	8/1~継続中 のべ128人		
	仮設住宅建設支援	7/11~10/4 のべ131人		
	その他 (消防局等)	7/4~8/10 のべ1,217人		
その他	芦北町・廃棄物処理	7/6~8/10 のべ186人		
	八代市・文化財救出・復旧	8/12~8/14 のべ9人		
	下呂市・総括支援	7/6~8/10 のべ12人		

【令和2年7月豪雨 熊本市応援本部態勢図】

7月4日(土)からの派遣者数 #REF! ※消防局98名除く

7月4日(土)からの延べ派遣数

